

回収されないごみが増えてきています。1個のごみ袋の重さは10kg以下にして出してください。また、回収されずに残ったごみは、出した人が責任を持って持ち帰り、中身を確認してから再度出してください。

草花・枝の捨て方について

ごみボックス内に回収されないまま残ってしまう草花・枝が目立っています。

そのため、収集日のごみが入りきらない、近隣住民が片付けなければならないなど、周囲へ 多大な迷惑をかけることになります。次のことについて再確認の上、ごみを出すようにしてく ださい。

- ・<u>草花は土を落とし、乾燥させ燃やせるごみで出す</u> 乾燥していない草花は、とても重たいため回収が困難です。乾燥させてから 土を落として袋に入れてください。
- ・<u>枝は規定の長さに切って縛る</u>80cm以下に切って<u>縛ってから、燃やせるごみ袋</u>に入れてください。

長さが 80cm を超える枝、太さが 2 cm 以上の枝は 【燃やせないごみ】または【粗大ごみ】で出してく ださい。

猫砂の捨て方に注意しましょう

猫砂は、その主成分により燃やせるごみと燃やせないごみで出せるものがあります。 大量の砂を入れると袋が破れやすくなるため、小さい有料袋に入れて出すか、一度買い物袋 等に小分けしてから有料袋に入れて出してください。

また、ペットの糞は生ごみで出してください。

ごみボックスのカラス対策について

消防支署横、旧車両センター前のごみボックスでは、ごみの多い日にネットがきちんと被せられていないため、カラスがごみを突き散らかしていることが多くありました。

これを防止するために、CDを吊るしたり、テグスを使用したカラス対策を行いましたので、 こちらを利用する際は**ネットをきちんと被せる**などご協力をお願いします。

また、収集日でないごみを出すことはご遠慮ください。





CDを吊るしたごみボックス(左)とテグスを使用したボックス下部の対策(右)

ペットボトルのキャップについて

ペットボトルのキャップはスポーツセンターに回収ボックスを設置し資源ごみとして回収を していましたが、北空知衛生センターでは資源ごみとしての収集を行わなくなったため、**回収 ボックスを撤去**しました。

今後は、<u>プラスチック製のキャップは燃やせるごみ</u>、金属製のキャップは燃やせないごみとして出していただきますようお願いします。

◆お問い合わせ 住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線43)

自筆証書遺言書保管制度のご案内 ~法務省民事局からのお知らせ~

令和2年7月10日から、法務局で遺言書を預かる「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段であり、そして自筆証書遺言は、 自筆さえできれば遺言者本人のみで作成できます。

これまでは、自筆証書遺言書の保管については、自分自身で保管するか遺言執行者等に 預けるなどの方法しかありませんでしたが、本制度の創設により、今後は法務局に預ける ことができるようになり、遺言者本人の死亡後、相続人等に遺言書が発見されなかったり、 改ざんされたりすることを防ぐことができます。

自筆証書遺言書保管制度に関する手続きは、旭川地方法務局で全て予約制となっています。検討されている方は、旭川地方法務局供託課までお問い合わせください。

【電話によるお問い合わせ先】 旭川地方法務局供託課 電話 0166 - 38 - 1167 (直通) ※受付時間:平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (年末年始・祝日を除く。) 【オンライン予約】 法務局手続案内予約サービス https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/ 【手続の詳細】 法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html